

取扱区分：「公開」

平成30年第13回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成30年12月7日(金) 15時30分

於：周南市役所 2階共用会議室 H

# 平成30年第13回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年12月7日(金) 午後3時30分 ~ 4時32分

2 場 所 周南市役所 2階共用会議室 H

### 3 会議に付した議案

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画について 10件

報告第40号 農地法第4条の規定による農地転用届出について 2件

報告第41号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 3件

報告第42号 非農地証明について 10件

報告第43号 農地の転用の制限の例外による届出について 1件

報告第44号 農地所有適格法人報告書の提出について 2件

### 4 出席委員

第1番 原 田 雅 之 君 第2番 歳 光 時 正 君

第3番 竹 安 昌 巳 君 第4番 林 俊 一 君

第5番 松 田 孝 行 君 第6番 藤 原 典 子 君

第7番 岩 田 実 君 第8番 弘 中 壽 君

第9番 山 崎 光 夫 君 第10番 徳 本 勉 君

第11番 秋 貞 啓 子 君 第12番 佐 伯 伴 章 君

第13番 高 橋 恵 君 第14番 田 中 栄 作 君

第15番 藤 井 孝 君 第16番 笠 井 保 雄 君 (職務代理者)

第17番 西 田 孝 美 君 (会長)

5 欠席委員

なし

6 関係人

農林課主査 高松真弓

7 事務局職員

局長	藤井 豊	次長	山本博彦
次長補佐	時重智一	書記	松原義孝

事務局長

改めまして、皆さんこんにちは。

本日は、午後からの総会という事ではございますが、よろしくお願いいたします  
します。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中17名で、周南市農業委員会会議規則第9  
条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いた  
します。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午後3時30分 ～ ）

議長（西田会長）

皆様こんにちは。

それでは只今より、平成30年第13回周南市農業委員会総会を開会いた  
します。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規  
則第23条に規定された議事録署名委員は、第1番、原田 雅之委員さん  
第12番、佐伯 伴章さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第37号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。

それでは、1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●●に所在する農地の田2筆の1、879平  
方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、耕作が困難となり又、農業後継者もい  
ないことから、この度の申請になりました。

次に、農地法第3条第2項各の農地の権利移動の制限に関する事項について  
ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件農機  
具の保有状況等からみても又、通作距離も自宅から200メートルで近距離で

あり、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり該当ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても信託でないので該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の面積は約121アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、主に水稻を作付けされる予定であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

なお、11月21日に事務局も現地を確認しております。

以上でございます。

議長(西田会長)

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番歳光です。

歳光 時正委員

議案第37号農地法第3条の規定による、許可申請番号1について、12月3日に現地確認及び関係者等と会い、お話しを伺いましたので、報告いたします。

まず、現地は●●●の信号機より300メートル手前の旧道に沿ってある田2町であります。

本年も耕作をされておりましたが、今回、所有権移転を行い譲受人M氏が規模拡大を行うものです。

譲受人M氏は現在約1ヘクタールの水田又、500平方メートルの畑も耕作しておられます。

今回、200メートルと近く水稻を作付けし規模を拡大するものです。

又、譲渡人は耕作が困難であり、後継者もないため、今回権利移動を行うものであります。

調査項目に沿って調査を行いました。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長(西田会長)

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

続きまして、2番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●●字●●●に所在する農地の畑1筆の82平方メートル、農地の田1筆の252平方メートル及び、大字●●●字●●●に所在する農地の田1筆の200平方メートル、計3筆の534平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、耕作が困難となり又、農業後継者もないことから、この度の申請になりました。

次に、農地法第3条第2項各の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件農機具の保有状況等からみても又、通作距離も自宅前でほとんどなく、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり該当ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても信託でないので該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の面積は約88アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、主に野菜を栽培される計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

なお、事務局も現地を確認しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番

11番秋貞でございます。

秋貞 啓子委員

申請地につきましては、去る12月2日譲受人と行政書士と共に現地の確認に行って参りました。

申請地は、空き家バンクの中から、意に叶うものであったため買い取りたいと申し出たものであります。

現在、徳地に住み弟さんの農業を手伝い、自分自身も耕作してきた、譲受人が農地と共に住宅を得て、大道理に永住したいとの事でございます。

機械も保有し、現在の婚約者と共に、移り住んで畑を作りたいと、40代の譲受人のやる気も感じられましたので、十分耕作は期待できます。

譲渡人とは、12月6日に電話で確認いたしましたが、今まで父親の残した家と農地を保全管理するのに、段々難しくなりつつあるため、売りに出したところ、若い譲受人が買って下さるということで、喜んで譲りたいとの事でした。

よろしくご検討いただきますよう、お願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

事務局長

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

続きまして、3番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●字●●に所在する農地の田1筆の1,867平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、耕作が困難となり又、農業後継者もなく又、現在も譲受人に耕作していただいていることから、この度の申請になりました。

次に、農地法第3条第2項各の農地の権利移動の制限に関する事項についてご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件農機具の保有状況等からみても又、通作距離も自宅より近距離であり、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり該当ありません。

また、第3号の信託要件の規定についても信託でないので該当ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の面積は約195アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、主に水稻を作付けされる予定であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。



なお、事務局も現地を確認しております。

以上でございます。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

9番山崎です。

山崎 光夫委員

第3番について、去る、12月1日に譲渡人と譲受人で現地にて調査をしましたので、その結果を報告します。

申請地は、譲受人が譲渡人からこの秋まで借りて、水稻の作付けをされていましたが、この度、譲渡人から後継者がいないため、譲り渡しの話があったようでございます。

譲受人は、申請地が自己所有農地に隣接しており、作業効率が良いことから双方の話がまとまり、譲受人は申請地の譲受をされるものでございます。

譲受人は、高齢ですが農業に大変熱心な方で、以前から経営規模の拡大をされており、会社勤めの息子さんも農業に熱意のある方で、休みには帰って来てよく手伝っておられます。

何ら問題になることはないと思われまますので、よろしくご審議、ご決定の程お願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第5番

5番松田です。

松田 孝行委員

譲受の理由が、増反によるものと記載があるのですが、どういった意味ですか。

第9番

経営規模の拡大でございまして、増反によるという表現がふさわしくないという事でございます。

山崎 光夫委員

第5番

はい、解りました。

松田 孝行委員

議長（西田会長）

もう一度、増反によるものでなく、経営規模の拡大という事でご了承いただけたらと思います。

他に、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

続きまして、議案書の2ページをお願いします。

議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第4条による許可申請は1議案2件でございます。

それでは、1番からご説明いたします。

申請人は、市内に居住の無職の方です。

申請地は、景観保全のため休耕田へ、桜の植樹をするものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●支所から東に約1.7キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●2745番、地目は「田」、地積は85平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に現地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

事務局次長

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び預金通帳の写しが添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、農業用排水路以外の河川又は水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が農業振興地域内の農用地であり、7月の農業委員会総会で「農業振興地域整備計画の変更について」によりご協議いただいております、平成30年11月5日付けで、除外の変更通知を受けております。

以上です。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番歳光です。

歳光 時正委員

議案第38号農地法第4条の規定による許可申請番号1について、調査報告をいたします。

この案件については、7月の農業委員会総会において、農業振興地域整備計画の変更を行い、10月に確定しております。

農地を変更し桜の植樹を行うものです。

圃場整備地より山に入った所にある85平方メートルに、桜の植樹をするものです。

調査項目に従い調査を行いました、問題ないと思います。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、許可申請の2番についてご説明いたします。

申請人は、市内に居住の会社員の方です。

太陽光発電事業を行うために申請地へ、パネル設置面積418.59平方メートル、発電出力44.0キロワットの太陽光パネル256枚を設置するものです。

申請地は、日照条件や電力会社との接続も容易であり、今後の土地の有効利用を図るため、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

（スクリーンで説明）

申請地は、●●支所から西に約660メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●1609番、地目は「畑」、地積は879平方メートルです。

なお、農地以外の地目が142.14平方メートルあり、全体面積は1,021.14平方メートルでございます。

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に申請地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び立替払内定通知書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、自然浸透排水でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が●●盆地遺跡群であることから、埋蔵文化財発掘の届出を申請中です。

以上でございます。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番

11番秋貞です。

秋貞 啓子委員

2番について、ご報告いたします。

去る、12月2日申請者と一しょに、申請者自宅すぐそばの現地に行き場所を確認して参りました。

申請地は、現在野菜を植えて管理されていましたが、申請者が現役で仕事をし、家族が遠隔に住んだり、体が不自由なため耕作が無理になってきたとの事で、太陽光発電の設置をしたいということです。

周囲は、すでに空き家が多くなってしまった所で、草刈りもままならぬようですが、施設の周りは草が生えないよう、しっかり整備するとのことであ

りました。

12月中に杭打ち、3月～4月に着工するとのことです。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、議案書の3ページをお願いします。

議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第5条による許可申請は1議案4件でございます。

それでは、1番からご説明いたします。

申請人は、市内に事務所のある売電事業を営む法人です。

太陽光発電事業を行うために申請地へ、パネル設置面積183.28平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル174枚を設置するものです。

申請地は、日当たりも良く、太陽光発電事業を実施する条件が整っており、譲渡人も管理することが困難で、譲受人からの要望があったことから、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

（スクリーンで説明）

申請地は、●●支所から北東に約650メートルのところに位置しており

ます。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●3855番、地目は「田」、地積は868平方メートルでございます。

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に申請地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び融資証明書預が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

以上でございます。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

第8番弘中です。

弘中 壽委員

去る、11月29日に譲渡人とは現地で立会いたしました。

申請の当該農地については、10年前より耕作放棄地されております。

この農地の畦畔一つを境界とした非農地に譲受人は太陽光発電施設の設置計画を進めております状況の中で、その施設の設置との連担性から申請地を取得することによって、より一層の規模拡大が図られ、有効性も増すことになるとの事で、この申請になったものであります。

只、ここで申請地に接続している水路及び赤線道路が相当老朽化し、崩壊の箇所もあることから、施設設置に当たっては充分配慮された施行を望みたいとのことでした。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、許可申請の2番についてご説明いたします。

譲受人は、市内に事務所のある不動産業を営む法人です。

申請地と同時に宅地を取得・改装し、店舗及びギャラリーや駐車場として利用するものです。

旧街道沿いで、交通量も少ない場所において、古民家として特色を活かして長時間滞在してもらうために店舗とギャラリー、現在の庭や食事ができるオープンスペースと花壇、駐車場として利用するものです。

譲渡人は、遠方に住んでいるため、管理が困難であり、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。



(スクリーンで説明)

申請地は、●●●●支所から北東に約550メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市●●●●●●●●195番1、地目は「田」、地積は390平方メートル、同じく196番1、地目は「田」、地積は178平方メートル、同じく198番1、地目は「畑」、地積は475平方メートル、同じく239番16、地目は「田」、地積は423平方メートルでございます。

なお、農地以外の地目が1,421.39平方メートルあり、全体面積は2,887.39平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

195番1駐車場(来客用7台)、196番1駐車場(来客用4台)、198番1店舗(食事のできるオープンスペース)及び花壇、239番16駐車場(来客用6台)でございます。

最後に、申請地の写真を4枚付けております。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により用途地域が第一種住居地域及び近隣商業地域に存在し、おおむね300メートル以内に高水駅のある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりました。適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われま。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておまして、汚水についてはありません。

又、雨水につきましては、道路の側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

以上でございます。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

16番笠井です。

笠井 保雄委員

第2番について、去る、12月2日現地の調査をいたしましたことを、報告します。

なお、申請者については、電話で確認しました。

申請地の位置、内容については事務局の説明通りで省略いたします。

今回の申請については、譲渡人は遠方に住んでいるため、管理が難しいため譲り渡したいとのことでした。

譲受人は、今回の農地に隣接している、古民家を一緒に購入し、古民家を活かしての店舗を考えており、食事する場所とギャラリーとして使いたいとのことで、その為のお客さんの駐車場として利用するとのことでした。

農地の現況は、195番1と196番1は地目は田で、以前は近所の方が水稻を栽培していましたが、高齢の為利用権を解除され、休耕となっています。

最近、近所の方が草を刈って管理されていました。

198番1は、古民家に隣接しずっと休耕されていて、雑草が生えて雑木も大きく茂っていました。

239番16は地目は田で、少し離れた場所にあります。

この農地については、近所の方が家庭菜園として利用されておりました。

いずれも狭小の農地です。

この古民家については、元々田家で大きな住宅ですが、長い間空き家となっていて、庭木も大きくなり荒れています。



最後に現地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び預金通帳の写しが添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

以上です。

よろしくご審議お願いします。

議長 (西田会長)

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

1番原田です。

原田 雅之委員

議案第39号3番について、補足説明いたします。

去る、11月30日に現地確認、譲渡人及び譲受人と電話で意思確認いたしましたので、報告いたします。

申請地は、周囲が宅地及び道路に囲まれた飛び地の農地で、現状は、全面が耕起され周辺の草刈りもされておりました。

申請地は、譲渡人の親族が耕作していたものの、高齢となり継続して耕作管理が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡したいとのこと

でした。

譲受人は、現在申請地の隣地の自宅にて事業を行っており、事業拡大に伴って手狭となってきた、資材置き場、駐車場、事務所用地を探していたとのことでした。

立地面積とも申請地が適地と考え、譲渡人に要望したところ応じてもらえることとなり、取得したいとのことでした。

事業計画によれば汚水の発生はなく、雨水も道路側溝への排出で、また、申請地周辺は、宅地道路のため、転用により周辺農地への影響はありません。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査しましたが、特に問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

只今の議案第39号3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第39号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

続きまして、4番についてご説明いたします。

譲受人は、周南市で鉄道車両部品製造業を営む法人です。

工場の社員用駐車場が確保できない状況であり、工場に近い申請地を譲り受けて、駐車場として利用するものです。

なお、譲渡人は、高齢となり農作業が困難であるところから、譲り渡すことになり、今回の申請になったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンで説明)

申請地は、●●●●支所から南西に約2.8キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●●●字●●●●1778番1、

議長（西田会長）

事務局次長

地目は「田」、地積は1,073平方メートルでございます。

なお、農地以外の地目が509平方メートルあり、全体面積は1,582平方メートルでございます。

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

社員用24台、来客用4台です。

最後に現地の写真でございます。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び預金通帳の写しが添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、市道への出入口について、市道加工承認を申請中です。

以上です。

よろしくご審議お願いします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

1番原田です。

原田 雅之委員

議案第39号4番について補足説明いたします。

去る、11月30日に現地確認、また、譲渡人と自宅にて、譲受人と電話で意思確認いたしましたので、報告いたします。

申請地は、南北が山林、東は耕作放棄地、西は道路に囲まれ、現状は、梅や栗などの果樹が植えられており、道路側は草刈りされていましたが、東側は草ができていない状態でした。

果樹が植えられてはいるものの、申請地ほぼ全体に水が溜まり、湿地状態となって果樹もほぼ枯れており、農地として利用するのは、困難な印象でした。

譲渡人の話では、3年位前から水が湧き出すようになり、果樹が枯れていたとのことでした。

その間も年3回ほどは草刈りをしているものの、高齢となり足場も悪く管理が困難になってきたため、譲受人に譲り渡したいとのことでした。

譲受人は現在、申請地から約50メートル離れた工場で事業を行っていますが、従業員、来客用の十分な駐車場が確保できておらず、地域の理解を得ながら、通行の少ない道路に駐車しているとのことでした。

一刻も早く駐車場を整備したいと考えていたが、中々適地がなく、この度譲渡人と話がまとまったので、工場に近い申請地を譲受け、駐車場を整備したいとのことでした。

湿地状態の申請地を整地するにあたり、信頼のおける土木会社を選定するとのことでした。

駐車場のため汚水の発生はなく、雨水も道路側溝への排出で、周辺農地への影響はないと考えます。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査しましたが、特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

只今の議案第39号4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議長（西田会長）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第40号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

議案書の4ページをお願いします。

議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成30年12月7日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

別添の別紙1「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長（西田会長）

それでは、この議案につきましては、農林課の高松主査が来ておられますので、ご説明を受け、その後に、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、高松さん、お願いします。

農林課主査

農林課の高松でございます。

よろしく、お願い申し上げます。

それでは、議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、説明いたします。

本日は10月までに受付ました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、1月1日の公告になるものでございます。

内容につきましては、●●地区・●●地区・●●地区・●●地区・●●地区●●地区の6地区におきまして、10件14筆の案件でございます。

その内農地中間管理機構への貸付が、●●地区・●●地区・●●地区・●●地区の4地区におきまして、8件9筆の案件でございます。

農地中間管理機構からの転貸先としましては、番号1・2の農地が、新規就農パッケージ支援者の●●●●さん、3番の農地が、農事組合法人●●、4番の農地が、農事組合法人●●●●、5・7・8番の農地が、新規就農パッケー



ジ支援者の●●●●●さん、6番が同じく新規就農パッケージ支援者の●●●●●さんとなっております。

説明は以上となります。

ご審議をよろしく願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

第5番

5番の松田です。

松田 孝行委員

貸借料作物のところ全く記載がないのですが、何を作っているのですか。

高松主査

新規就農者の方は、ハウスでトマトとわさびを作られます。

第5番 松田 孝行委員

はい、解りました。

議長（西田会長）

他に、ご質疑はございませんか。

第9番

9番山崎ですが、1点ほどお願いですが。

山崎 光夫委員

1ページと2ページに設定する利用権の中で、貸借料作物の欄がありますが、せつかく欄を設けておりながら、全然書いてなく空白になっておりますから、解ればここに記載していただきたらと思います。

これは、気づきです。

以上です。

議長（西田会長）

1番の●●さんが自然薯で、2番の●●さんが水稻だそうです。

他に、ご質疑はございませんか。

（なしの声あり）

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第40号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いします。

報告第40号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご

説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第40号を終わります。

続きまして、報告第41号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いします。

報告第41号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第41号を終わります。

続きまして、報告第42号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページ及び8ページをお願いいたします。

報告第42号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。

今回は10件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第42号を終わります。

続きまして、報告第43号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いします。

報告第43号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

2アール未満の自己所有の農地を、農業経営施設等に転用する場合は、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可は要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、農業委員さんにも現地を確認していただいております。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第43号を終わります。

続きまして、報告第44号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いします。

報告第44号「農地所有適格法人報告の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員

会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回2件ございました。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

議長（西田会長）

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成30年第13回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午後4時32分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成30年12月7日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 原 田 雅 之

委 員 佐 伯 伴 章